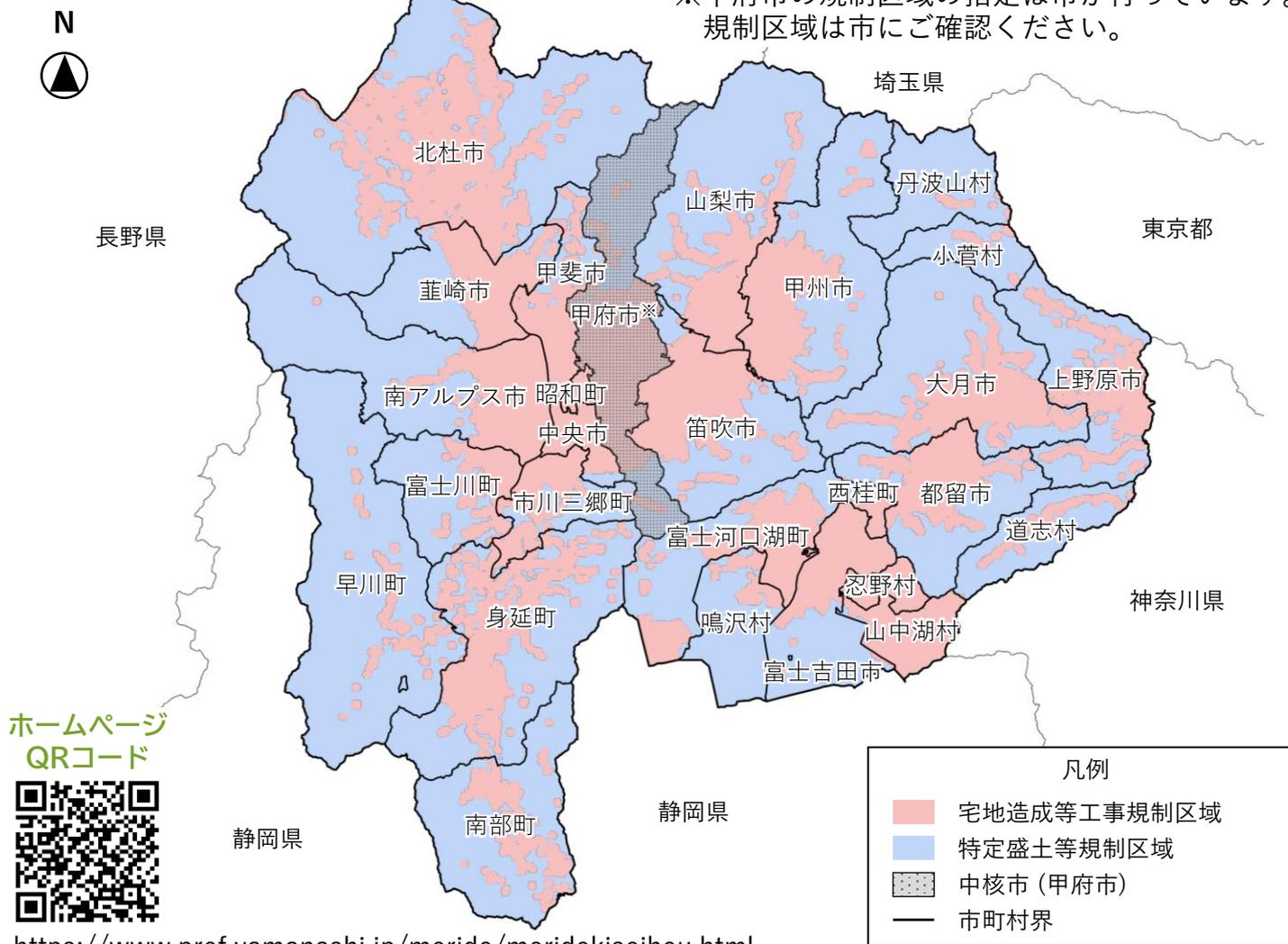


- 危険な盛土等に伴う災害から人命を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：**盛土規制法**）が、令和5年5月26日に施行されました。
- 山梨県では、**令和7年4月1日**に県内全域（甲府市を除きます。）を規制区域に指定し、盛土規制法に基づく規制を開始しました。

規制区域

山梨県では、規制区域を設定するための調査を実施し、県内全域（甲府市を除きます。）を規制区域に指定しました。

※甲府市の規制区域の指定は市が行っています。規制区域は市にご確認ください。



盛土規制法とは

危険な盛土等を規制し、盛土等に伴う災害から人命を守るための新たな法律です。

宅地、農地、森林など土地の用途にかかわらず、盛土等を規制するための**二つの規制区域を指定**します（規制区域のイメージは裏面をご覧ください）。

規制区域に指定されると...

安全な盛土等をつくります
盛土等を行う場合は、**あらかじめ許可**または**届出が必要**となります。

盛土等を安全に保つ必要があります
盛土等が行われた土地では、土地所有者等が**盛土等を安全に保つ責務**があります。

規制区域のイメージ

市街地や集落、その周辺などのエリアとそれ以外のエリアを規制区域として指定します。



■ 特定盛土等規制区域

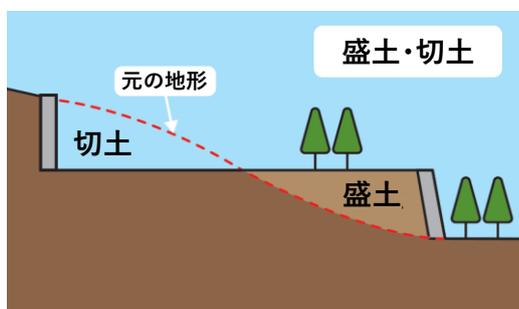
市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

■ 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

主な規制対象

次のような盛土等が規制対象となり、かつ、一定規模以上のものが許可または届出の対象となります。



- 例**
- ・宅地を造成するための盛土・切土
 - ・残土処分場における盛土・切土 等



- 例**
- ・土砂のストックヤードにおける仮置き 等

盛土等に関するQ&A

よくある質問と回答をまとめました。
詳しくは下記連絡先までお問い合わせください。

Q1 盛土規制法による規制が開始されたら、自分の土地についてどのような手続きが必要ですか？

A1 盛土等の工事を行わない限り、特に手続きは必要ありません。一方で、過去の盛土等を含め、土地を常時安全な状態に維持する努力義務が土地所有者等に課せられます。自分の土地の盛土等が周囲に危険を及ぼさないよう注意が必要です。

Q2 許可を受けていない盛土工事は、どのように見分けられますか？

A2 許可された場合は県のホームページ等で公表されるほか、工事中は現場に標識の設置が必要となります。

Q3 法律に違反したときの罰則はありますか？

A3 無許可で盛土等を行うなど悪質な場合は罰則の対象となります。

- 最大で懲役3年以下、罰金1,000万円以下
- 法人に対しては最大3億円以下

お問い合わせ先

■ 宅地造成等工事規制区域に関すること

県土整備部 都市計画課 市町村計画・開発担当

TEL 055-223-1717

■ 特定盛土等規制区域に関すること

林政部 森林整備課 林地保全・採石担当

TEL 055-223-1645

山梨県



YAMANASHI